

居宅介護支援 重要事項説明書

(2025年1月1日現在)

1 オアシスセンター居宅介護支援事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	オアシスセンター
所在地	名古屋市瑞穂区豆田町3丁目11番地の2
事業所指定番号	居宅介護支援(237080262号)
サービスを提供する地域*	名古屋市瑞穂区

*上記地域以外の方も希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者兼介護支援専門員	主任介護支援専門員	1名	0名	業務管理	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名	1名	介護支援	2名
事務職員		0名	0名		0名

(3) 営業時間

平日	午前9時00分～午後6時00分
----	-----------------

※緊急連絡電話： _____

※土、日曜日、12月29日から1月4日は休業

2 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) サービス提供までの流れ

- ① 申し込み。
- ② 状態の把握：御利用者や家族に面接し抱えている問題点や解決すべき課題を分析
- ③ 計画の原案の作成：サービス事業者に関する情報提供

がされ利用者が事業者を選びます。

- ④ サービス担当者との連絡・調整：介護支援専門員を中心に、サービスの担当者や利用者本人・家族も参加し意見交換等を行います。
- ⑤ 介護サービス計画の作成：介護サービス目標と達成時期・サービスの種類・内容・利用料など・介護サービス計画は利用者の希望や心身の状態をよく考慮して作られます。
- ⑥ 利用者の同意：計画の内容を説明し計画が利用者の希望に合っているか確認します。
- ⑦ 各利用者の負担割合に応じた額でサービスが利用できます。
- ⑧ サービス開始。

(2) 主な内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも月に1回、ケアマネジャーが利用者の居宅を訪問し、本人の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。 <u>テレビ電話装置、他 ICT 機器を活用しモニタリングを可能とします。※適用条件：利用者の同意、多職種間の合意、状態が安定、意志疎通が可能な事、他サービス事業者との連携による情報収集全てを踏まえる事。</u>
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の	利用者の要介護認定の更新申請や

申請に係る援助	状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。
居宅介護支援の業務範囲外	救急車への同乗、入退院時の手続きや生活用品調達等の支援、家事の代行業務、直接の身体介護、金銭管理 / (金品授受) などのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介します。

3 利用料金

(1) 利用料金

① 利用料

居宅介護支援利用料は別紙の通りとなっておりますのでご参照下さい。介護保険法令に定められたり加算、減算項目につきましても別紙の通りとなります。ただし、法定代理受領により当社の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、お客様の自己負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦要介護度に応じて1ヵ月につき別紙記載の居宅介護支援利用料をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市区町村の窓口に出しますと、全額の払戻しを受けることができます。

② 交通費

前記のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための自動車を使用した場合の交通費として、実施地域を越えた地点より片道1kmに対し50円とし、使用した距離数分を頂き

ます。

③ 解 約 料

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階中で解約した場合	要介護 1,2, 12,000 円 要介護 3,4,5 15,591 円
県康保険団体連合会への給付管理表の提出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません。

そ の 他

- ・ 要介護認定の申請代行について
契約書第9条2項の要介護認定の申請代行の利用料金は（無料）です。
- ・ 記録の複写費について
契約書第10条第3項の複写物の請求に関しての料金は、1枚 10円 です。

(2) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、翌月6日までにお支払ください。

お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。お支払い方法は、原則、口座自動引き落としとなります。

4 サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合
人員不足等止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立・要支援）と認定された場合

※この場合、条件を変更して再契約することが出来ます。

- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合も含む）を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ・事業所の介護支援専門員は、要介護者等が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるようにするため、要介護者等の選択に基づき、介護保険法の規定するサービスが多様な事業者から適切に提供されるよう配慮しなければならない。
- ・指定居宅介護支援の提供にあたっては、要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立ってそのサービス等が特定の種類・事業等に偏ることのないよう公正中立に行わなければならない。
- ・事業の実施にあたって、事業所は関係市町村、関係市町村老人介護支援センター他の指定居宅介護支援事業者や介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

私共は、御利用者の方々に出来るだけお手間を煩わせることがない様、アセスメントツールとして課題分析標準項目を網羅した方式を使用しており

ます。

(3) サービス利用にあたり

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申出下さい
調査（課題把握）の方法	有	

(4) その他

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員への研修の実施	有	定期的な研修を実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合	有	前記の3(1)③参照

- 6 緊急時及び事故発生時の対応
サービス提供中における緊急時や事故発生時には、事前打合せに基づき主治医又は医療機関への連絡を行うほか、ご親族及び救急機関、市町村等へ連絡し必要な措置を講じます。
また、お客様に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7 医療機関等との連携

- ① お客様の入院や退院・退所に際しては、必要な支援が継続できるよう医療機関等との連携を図ります。
- ② 入院時には、担当ケアマネジャーの氏名や連絡先などを医療機関にお伝えください。

8 公正中立な居宅介護支援の提供

- ① お客様はケアプランに位置付けるサービス事業所等について、複数の事業者の紹介やその選定理由について求めることができます。
- ② 事業所が前6ヶ月に間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別途資料にて説明します。

9 虐待の防止のための措置

(1) 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に
周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実
施します。
- ④ 苦情解決体制の整備
- ⑤ 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者
を置きます。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は
養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）によ
る虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速
やかに、市町村に通報します。

10 身体拘束に関する措置

(1) 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は
身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利
用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為
は行いません。

(2) やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、厚生労
働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し
た適正な取り扱いにより行います。

11 ハラスメント防止に係る措置

事業所は、適切な指定居宅介護支援又は自らが居宅サ
ービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の提供を
確保する観点から、職場において行われる性的な言動又
は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要
かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等
の就業環境が害されることを防止するための方針を明
確化する等の必要な措置を講じます。

12 感染症の予防及びまん延の防止に係る措置

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよ
うに、次に掲げる措置を講じます。

(1) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態につい

て、必要な管理を行います。

- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 介護支援専門員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1.3 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

1.4 第三者による評価の実施状況等

第三者による 評価の実施状況	直近の実施日	
	評価機関名	
	結果の開示	<input type="checkbox"/> あり 開示方法 <input type="checkbox"/> なし
	備考（免除等）	

1.5 サービス内容に関する相談・苦情

① 当社お客様相談・苦情担当

当社の居宅介護支援および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・ご要望・苦情は担当者か下記相談窓口までお申し出下さい。

○ 事業所相談窓口

電話番号

（午前 時 分～午後 時 分まで）

担当

○ 法人相談窓口

電話番号 043-274-5995

(月～金曜日 午前9時～午後17時まで)

担当 株式会社ヘルシーサービス
総務・人事労務部 苦情相談担当

②その他

当社以外に、下記相談・苦情窓口等に伝えることができます。

県国民健康保険団体連合会

担当 介護保険課

電話

名古屋市健康福祉局高齢福祉部

担当 介護保険課指導係

電話 052-959-3087

16 当社の概要

名称・法人種別	株式会社 ヘルシーサービス:株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役 高野 健治
本社所在地	千葉県美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟14階
電話番号	TEL: 043-274-5995 FAX: 043-274-5997

定款の目的に定めた事業

- 1 介護保険下における訪問介護業務・
介護予防・日常生活支援総合事業業務
- 2 介護保険下における居宅介護支援業務・
介護予防支援業務
- 3 老人介護支援センターの運営及び相談業務
- 4 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護の居
宅サービス事業・介護予防認知症対応型共同生活介
護の居宅サービス事業
- 5 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護サービ
ス・介護予防小規模多機能型居宅介護サービス
- 6 その他これに付随する業務

17 その他

年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利 用 者
住 所
氏 名

(代理人)
住 所
氏 名

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事 業 者

事業者名 株式会社 ヘルシーサービス

住 所 千葉市美浜区中瀬 1 - 3

幕張テクノガーデンD棟 1 4 階

代表者名 代表取締役 高野 健治

事業所名 オアシスセンター

説明者 職・氏名管理者 _____

(指定事業者番号) 237080262

(指定都道府県名) 名古屋市

【別紙】

(1) 居宅介護支援利用料（地域区分 1単位：11.05円）

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援（Ⅰ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満	12,000円/月 (1086単位)	15,591円/月 (1411単位)
居宅介護支援（Ⅱ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件未満	6,011円/月 (544単位)	7,779円/月 (704単位)
居宅介護支援（Ⅲ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	3,602円/月 (326単位)	4,663円/月 (422単位)

(2) 加算

加算名称	料金(単位数)	算定要件
初回加算	3,315円/月 (300単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分変更された場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,762円/月 (250単位)	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,210円/月 (200単位)	利用者が入院した日の翌日または翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合

退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携 1 回	4,972 円/回 (450 単位)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	連携 2 回	6,630 円/回 (600 単位)	
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携 1 回	6,630 円/回 (600 単位)	
	連携 2 回	8,287 円/回 (750 単位)	
	連 3 回	9,945 円/回 (900 単位)	
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,210 円/回 (200 単位)	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
通院時情報連携加算		552 円/回 (50 単位)	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合

ターミナルケアマネジメント加算	4,420 円/月 (400 単位)	<p>① 24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備</p> <p>② 利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を行うこと</p> <p>③ 訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供</p>
特定事業所加算 (I)	5,734 円/月 (519 単位)	<p>質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合 (1 ヶ月につき)</p>
特定事業所加算 (II)	4,652 円/月 (421 単位)	
特定事業所加算 (III)	3,569 円/月 (323 単位)	
特定事業所加算 (A)	1,259 円/月 (114 単位)	

(3) 減算

減算名称	料金 (単位数)	算定要件
特定事業所集中減算	1月につき200単位を減算	正当な利用なく特定の事業所に80%以上集中した場合 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の95%を算定	利用者が併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合
運営基準減算	所定単位数の50%で算定	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合